

教委校（小）第24号
教委校（中）第29号
こ青第683号
令和2年6月10日

各小学校長様
各中学校長様

教 育 長
こども青少年局長

学校における通常授業の再開について

令和2年5月22日付け教委校（幼）第11号、（小）第20号、（中）第24号、こ青第522号「臨時休業措置の終了と6月1日からの学校園の再開について」にて、令和2年6月1日（月曜日）から学校の再開を行ったところです。

今般、大阪市はレベル1の状態になると見込まれることから、先にお伝えしたとおり、6月15日（月曜日）から学校における通常授業を再開します。

つきましては、各学校におかれましては、児童生徒の安全確保を最優先としていただきつつ、次のとおり適切に学校における通常授業の再開を行っていただくようお願いします。

また、今後文部科学省等から示される予定の改定版のマニュアルを踏まえ、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の通常授業に対応した改定を、6月第3週の前半を目途に予定しております。マニュアルの改定通知があるまでは、本通知を含む各通知文にて指示する事項を除き、現行マニュアル（第3版）により対応いただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 学校における通常授業の再開

令和2年6月15日（月曜日）から学校における通常授業を再開します。

2 学校等における具体的な対応について

（1）保護者等への通常授業再開の連絡

- ・6月15日（月曜日）から学校における通常授業を再開しますので、必ず周知願います。
- ・保護者向け通知文を分散登校に際して配付したり、ホームページに掲載し、掲載した旨を、保護者メールで通知したりする等、速やかに周知するように努めてください。

※添付の保護者向け通知文例を活用ください。

※大阪市のホームページでも掲載する予定です。

（2）学校における通常授業の再開に際しての対応

- ・通常の学級編制の人数で、通常の授業を行ってください。
- ・通常の給食を提供します。
- ・可能な限り教壇から座席までの距離を空けるとともに、1mをめやすに座席間の距離も最大限空ける等、ソーシャル・ディスタンス（フィジカルディスタンス）の確保に心掛けください。
- ・感染拡大防止対策のため、休み時間ごとに手洗いや換気を行うとともに、給食の準備や喫食時間に十分な時間を確保してください。あわせて次項以降の留意事項並びに「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を遵守してください。

(3) 家庭での健康観察の徹底の依頼

- ・学校における通常授業再開後も、分散登校期間と同様に、ご家庭で毎朝、児童生徒の体温を測るとともに、家族の健康観察の徹底をお願いしてください。
- ・ご家庭で「健康観察表」へ記入いただくとともに、必ず4週間保管いただくよう周知してください。「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第3版）」から「健康観察表」の様式を変更していますので、適宜、追加配付等してください。
- ・登校に際しては、健康観察表を持参させるよう依頼してください。
- ・児童生徒が、次の状況になった際は、必ず学校へ連絡いただくとともに、登校を控えていただくよう、保護者に周知してください。この場合、指導要録上、出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）として取り扱ってください。
 - (a) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査を受検することとなった場合
 - (b) 児童生徒本人が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - (c) 児童生徒の同居家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - *この場合、一律に登校を控えさせるのではなく、区保健福祉センター等、関係機関と相談のうえ、出席停止とするか否かを、期間を含め個別に対応すること。
 - (d) 児童生徒本人に、発熱等のかぜの症状が見られる場合
 - 具体的には、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、腹痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合なお、症状が改善されても、すぐに登校させるのではなく、登校日について学校に相談するよう周知いただき、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の「症状が無くなったのち2日間の考え方」に基づき対応してください。
 - (e) 児童生徒の同居家族が、PCR検査を受検することとなった場合
 - *「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第3版）」にて、「児童生徒の同居家族に、「新型コロナウイルス受診相談センター」へ相談するめやすに該当する症状が見られる場合」としておりましたが、学校における通常授業の再開に伴い、6月15日（月曜日）から、取り扱いを変更します。（マニュアルも、変更を予定しております。）

◆「新型コロナウイルス受診相談センター」へ相談するめやす

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。
- ・上記(d)の場合で、児童生徒等にこれらめやすに該当する症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へ相談するよう促してください。
- ・(a)～(c)に該当する報告があった場合、速やかに指導部担当指導主事までご連絡ください。
- ・(d)・(e)についても感染症情報システムへの登録等、適切に対応してください。

(4) 児童生徒の心身の状況の把握の徹底並びに感染症拡大防止の取組

- ・「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、教室等における朝の会等実施時に、家庭で登校前に検温した結果を口頭等で確認し、家庭で登校前に検温をしていない児童生徒等に対しては、職員室等において、感染予防に留意し体温を測定してください。事前指導において、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等は、登校時に職員室等に行き自己申告するよう十分に指導してください。

- ・**健康観察表をチェック**するとともに、児童生徒の心身の状況（健康状態を含む）を的確に把握してください。その際、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等がある場合は、下記(7)も参照し、適切に対応してください。
- ・体育の授業、給食喫食中等を除き、原則として自宅を出る時点から帰宅するまでの間、2m以上の距離を保てない時にはマスクを着用するよう指導してください。あわせて、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒の間に十分な距離（2m以上）を保つなどの配慮を行ったうえで、児童生徒にマスクを外させたり、水分補給を行わせたりするなどしてください。特に登下校に際しては、会話を控え、向かい合わず、距離を確保できている場合は、マスクを外してもよいと適切に指導すること。
マスクの色・柄については、どのようなものも可としてください。
- ・フェイスシールドについては、特に感染リスクが高いと考えられる活動を実施する場合、担任等が必要に応じ装着を指導してください。また、装着により、体内に熱がこもりやすくなるので、適時水分補給を指導し、教室の換気、室温調整を適切に行って、熱中症を予防してください。
- ・休み時間等には、手洗いをするよう徹底してください。
- ・児童生徒の取組状況をよく観察し、適宜、感染拡大防止の観点から、登校直後、トイレの後、休憩時間での石けんでの手洗いについて、丁寧な指導をお願いします。
- ・気温や児童生徒の体調を踏まえ可能な限り常時窓を開けて換気するようにしてください。常時の開放が困難な場合は、休み時間等に、原則として2方向の窓を同時に開ける等十分な換気を行ってください。
- ・教室・トイレ・体育館・職員室・保健室など児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、十分な換気のもと、1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液、界面活性剤*等）を含ませて清掃を行ってください。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行ってください。また、トイレや洗面所の消毒は、家庭用洗剤（界面活性剤*）を用いて洗浄することでも可能です。（詳細は、令和2年6月9日付け事務連絡「学校における消毒方法等について（周知）」を参照のこと）
*新型コロナウイルスに対する有効性が示されたものに限る
- ・在校中は隨時健康観察を行い、体調がよくない児童生徒については、隨時養護教諭を含む教職員に引き継ぎ、発熱等かぜ症状を確認した場合は、当該児童生徒を安全に帰宅させる等、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考に、適切に対応してください。

(5) 児童生徒に感染が判明した場合の対応

- ・児童生徒に新型コロナウイルス感染（PCR検査を受検することとなった場合を含む）や濃厚接触等が判明した場合、速やかに指導部担当指導主事へ報告してください。
- ・その場合、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、学校の臨時休業を行い、消毒や濃厚接触者の特定等を適切に行ってください。

(6) 保護者から学校を休ませたいと相談された場合の対応

- ・保護者から欠席させたい事情をよく聞き取り、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
- ・その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる等、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多い等の特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録することも可能とします。

- ・新型コロナウイルス感染への不安から登校しない児童生徒に対しては、家庭訪問等で心身の健康状態等を把握するとともに、課題プリントを配付したり、後日登校した際にフォローしたりするなど、当該保護者の理解を得ながら個別の配慮を行ってください。

(7) 生活指導など

- ・学校の通常授業再開後に引き続き、朝起きられない、体調不良、無気力等の理由で遅刻や欠席が繰り返され、不登校等の状態になっていく等の想定されるリスクが、どの児童生徒にも起こる可能性があります。これらのこととを意識し、令和2年6月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における教育活動の再開後の児童生徒に対する生活指導上の留意事項について（通知）」に示した「児童生徒の自殺予防について」「児童生徒の不登校について」「児童虐待について」「児童生徒に対する差別や偏見について」の項目に特に留意し、児童生徒の対応を遺漏なく実施いただきますようお願いします。
- ・なお、児童生徒の心のケア等に取り組む際には、令和2年4月16日付け事務連絡「登校開始後の児童生徒・保護者のケアのために」で送付した資料や令和2年5月21日付け事務連絡にて送付した「心とからだの健康アンケート」を参考にしてください。

(8) 児童いきいき放課後事業について

- ・臨時休業期間中に実施してきました児童等の居場所の確保は、6月12日（金曜日）で終了し、通常のいきいき放課後事業を6月15日（月曜日）から再開します。（いきいき放課後事業は、6月14日（日曜日）まで休止しますが、土曜日も再開します。）しかしながら、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、当面、自宅等で監護が可能な場合は、極力児童の参加を控えていただくよう求めるとともに、こまめな手洗い・換気の実施など感染防止策に留意し実施します。感染防止の観点から、必要に応じて活動室の確保についても協力をお願いします。

・毎日の居場所の確保への参加者数の記録も、6月12日（金曜日）の報告を以て終了します。

(9) 給食について

- ・運用については、「学校園における新型コロナウイルス感染症マニュアル」を引き続き遵守してください。ただし、同マニュアル第3版中「おかわり等の配食は、教職員が行うこと」については、献立の品数が増えることもあり、教職員のみでは対応できないことも想定されます。その場合は、副食を盛りきる等の工夫が考えられます。
- ・通常給食の再開に伴う留意事項について、令和2年6月12日発出予定の事務連絡にて示す予定です。

3 再開後の行事等の取扱い

(1) 入学式

- ・令和2年5月28日付け事務連絡「学校園の再開に伴う令和2年入学式・入園式の取扱いについて（周知）」に基づき、儀式的行事としての入学式は、令和2年6月15日（月曜日）から30日（火曜日）までの間に実施する等、適切な対応をお願いします。

(2) 部活動

- ・部活動については、令和2年6月15日（月曜日）から校内に限り活動を再開することを可能とします。なお、詳細は、6月12日発出予定の事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた部活動の取扱いについて（通知）」に基づき、生徒の安全を最優先に実施いただくようお願いします。

(3) 定期健康診断

- 定期健康診断については、引き続き眼科健診、耳鼻咽喉科健診、歯科健診については、実施しないこととします。
なお、該当検診については、現在、再開の可否について関係機関と調整中である旨、念のため申し添えます。
- 健診未実施に際しての体育や部活動の実施に係る取扱いについては、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（第3版以降）の該当記述に基づき、遺漏なく取り計らいいただくようお願いします。

(4) 教育課程

- 学習指導要領を踏まえた教育課程については、令和2年6月10日付け教委校（小）第26号、（中）第31号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について（通知）」にて示す指導内容・指導時数や学校行事の取り扱い等、教育課程の編成にあたっての考え方に基づき、可及的速やかに再検討をお願いします。

(5) その他

- 体育における水泳の取扱いについて、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（第3版以降）にてお示ししているとおり、6月中は実施しないこととし、7月以降も、幼稚園・小学校1～4年生は実施しないこととします。

4 教職員の健康管理ほか

- 学校における通常授業再開後も、教職員自身が率先垂範して「新しい生活様式」を実践いただき、感染防止策を徹底し、教職員自身の健康の保持に努めるよう指導してください。また、教職員間や児童生徒に感染を拡げないよう、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせてください。その際、解熱等症状が快癒した場合であっても、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、すぐには出勤させないこととし、発熱等かぜ症状が続く場合は新型コロナ受診相談センターへ相談するよう徹底してください。
- 学校内での感染拡大防止のため、教室では、児童生徒との距離を十分に確保するとともに、職員室を含む執務室が3密（密閉空間・密集場所・密接場面）とならないよう、勤務中の席の配置の工夫や対面による会議を省略するとともに、引き続き、原則、マスクを着用（フェイスシールドについては、感染防御の観点から、状況に応じて適宜判断し着用）することや定期的な換気などに取り組んでください。
- 教職員が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けることとなった場合やその後に検査結果が判明した場合、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合には、速やかに教職員給与・厚生担当までご連絡ください。特に、教職員に、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の児童生徒に感染が判明した場合に準じて学校の休業等を判断することとなるので、速やかに教職員給与・厚生担当、指導部担当指導主事までご連絡ください。